

第2部 第3次障害者計画

1 基本理念と計画の目標

(1) 基本理念

本計画では、障害のある人もない人も、誰もが自らの意思を尊重し、またお互いにその人らしさを認め合いながら、育つこと、学ぶこと、楽しむこと、働くこと、暮らすことなどライフステージのあらゆる場面を通じて、共に生きることができる「共生社会」の実現を目指します。

(2) 計画の目標

本計画は、総合計画を上位計画とするとともに、障害者基本法の市町村計画として位置付けることから、第2次総合計画の将来都市像「うるおいとにぎわいのまち東近江市」及び同計画の基本方針2「誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり」並びに障害者基本法の目的とする「共生する社会」の実現を図っていくため、次の目標を定めます。

笑顔でいきあうまち東近江市

「いきあう」は、「生き合う、息合う、往来会う」などの意味を含めています。

2 方針

本市の現状や課題を踏まえて、次の方針で施策を展開し、計画目標の実現を目指します。

【重点方針】

- 1 よりそい支える相談支援体制の強化
- 2 住み慣れた地域における自分らしい暮らしの実現
- 3 子どもから大人になってもつながりのある支援

【基本方針】

- 1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- 2 誰もがいつまでも自分らしく、いきいきと暮らせる地域生活の支援
- 3 地域で安心して暮らせる生活環境の整備
- 4 さまざまなニーズに対応した就労支援の充実と安心して働き続けられる環境の整備
- 5 一人一人のライフステージに応じた支援の推進

3 計画の体系

計画の目標	方針	
笑顔でいきあつまち東近江市	重点方針	基本方針
	1 よりそい支える相談支援体制の強化 2 住み慣れた地域における自分らしい暮らしの実現 3 子どもから大人になってもつながりのある支援	基本方針1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 施策の方向1 広報・啓発活動の推進 施策の方向2 学習の推進 施策の方向3 共生のまちづくりの推進
		基本方針2 誰もがいつまでも自分らしく、いきいきと暮らせる地域生活の支援 施策の方向1 相談支援体制の充実 施策の方向2 障害福祉サービスの充実 施策の方向3 保健・医療ケア体制の整備 施策の方向4 情報・コミュニケーション支援の充実 施策の方向5 生きがい活動の振興・余暇支援の充実 施策の方向6 障害者虐待の防止
		基本方針3 地域で安心して暮らせる生活環境の整備 施策の方向1 まちに出かけやすい環境の整備 施策の方向2 防災・防犯対策などの推進 施策の方向3 暮らしやすい生活環境の整備と充実
		基本方針4 さまざまなニーズに対応した就労支援の充実と安心して働き続けられる環境の整備 施策の方向1 雇用機会の拡大 施策の方向2 就労への支援
基本方針5 一人一人のライフステージに応じた支援の推進 施策の方向1 障害の早期発見・早期対応 施策の方向2 特別支援教育の推進 施策の方向3 先を見据えたつながりのある支援体制の充実		

4 重点方針と具体的な取組内容

重点方針は、喫緊の課題に対して特に力を入れて取り組むべき内容を基本方針の中から抽出し、内容をまとめています。「よりそい支える相談支援体制の強化」、「住み慣れた地域における自分らしい暮らしの実現」及び「子どもから大人になってもつながりのある支援」の3つの重点方針で施策を展開し、計画目標の実現を目指します。

■重点方針1 よりそい支える相談支援体制の強化

取組項目	相談支援事業の充実	担当課	福祉総合支援課 障害福祉課 発達支援センター
取組内容	<p>○各相談支援事業所と連携し、相談から適切な支援へのつながりが行えるよう、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>○日常的な相談から福祉サービス、権利擁護、就労、生活の場など、多様な相談内容に対応し、家族支援の視点でもケアマネジメントができるよう、市役所及び各支所窓口、相談支援事業所、関連機関とのネットワーク化（情報の共有化、連携協力など）により、相談窓口の充実を図ります。</p> <p>○身近なところで相談支援が受けられるよう、相談窓口の充実に向けた相談支援事業所の整備及び人材の確保を進めます。</p> <p>○障害のある人や家族の抱える課題の複合化により多様化する支援ニーズや、制度の狭間のニーズに応えられるよう、重層的な支援体制の構築に向けて、地域住民や関係機関等との議論を行いながら、連携の強化を図ります。</p>		
取組項目	地域の見守り体制の整備	担当課	障害福祉課 福祉総合支援課 こども相談支援課
取組内容	<p>○高齢者、子育て及び地域福祉の分野など、庁内及び関係機関との連携を深め、虐待防止ネットワークや一人暮らし高齢者等の見守りネットワークを構築する中で、障害のある人や児童の見守り支援についても検討を行います。</p> <p>○県が作成した虐待対応マニュアルを基に研修会を開催するとともに、「泣き声通告等」児童虐待の身近にいる市民への啓発を進めます。</p>		

■重点方針2 住み慣れた地域における自分らしい暮らしの実現

取組項目	グループホーム・短期入所施設の整備促進	担当課	障害福祉課
取組内容	○障害のある人が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホーム及び介護者の病気や家族の休養などのため短期入所による日常生活の支援を行う短期入所施設の整備を促進します。		
取組項目	障害者地域生活支援拠点 ¹ が有する機能の充実	担当課	障害福祉課
取組内容	○障害のある人の重度化及び高齢化並びにその親の亡き後を見据え、住み慣れた地域での居住支援ができるよう、相談支援事業所等と連携を図りながら、本市の障害者地域生活支援拠点 ¹ 等が有する機能である短期入所、グループホーム、相談支援事業所及び居宅介護事業所を活用した支援の充実に努めます。また、医療提供体制の充実を含め、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の充実に努めます。		
取組項目	人材の確保・育成・定着支援	担当課	障害福祉課
取組内容	○住み慣れた地域において多様なニーズに対応するため、障害者支援事業所で働く人材の確保・育成・定着について支援し、サービスの提供体制及び質・専門性の確保に努めます。また、行政、事業所、福祉科のある高校・大学等との連携を深め、福祉を学ぶ人に積極的な情報提供を行います。 ○人材不足に対応するため、関係機関への情報提供、情報交換の場の設置及び研修会を実施します。		
取組項目	地域移行支援・地域定着支援の促進	担当課	障害福祉課
取組内容	○障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保など地域生活に向けた支援を行います。入所施設や精神科病院等と連携しつつ地域での暮らしに向けた支援を行う「地域移行支援」と、一人暮らし等の障害のある人と連絡体制を常時確保し、緊急時に必要な支援を行う「地域定着支援」を促進します。 ○障害者地域生活支援拠点を地域移行の体験の場として有効活用します。 ○圏域の障害者支援施設入所者地域移行促進等の会議と連携して、地域移行を進めていきます。		

¹ 障害のある人の重度化及び高齢化並びにその親の亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整えている拠点（東近江市障害者地域生活支援拠点事業実施要綱に基づき登録が必要）。

■重点方針3 子どもから大人になってもつながりのある支援

取組項目	発達支援センターの機能強化	担当課	発達支援センター
取組内容	○発達に障害のある人に乳幼児期から成人期までライフステージに応じて相談・支援ができるよう、発達支援センターの機能強化（計画相談支援、専門職の増補など）を図ります。また、保護者団体及び関係機関と連携を図り、発達障害の啓発を行います。		
取組項目	発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備	担当課	発達支援センター
取組内容	○発達支援センターについて、障害の重度化、重複化及び多様化に対応する専門的機能の強化とその役割の周知を進めるとともに、地域における中核的支援施設として位置付け、滋賀県立小児保健医療センター等と緊密に連携し、重層的な障害児支援の体制を整備します。		
取組項目	「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく一貫した支援の実施	担当課	学校教育課 幼児課 発達支援センター
取組内容	○発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒、一人一人の持てる力を最大限に伸ばしていくため、長期的な視点に立って、教育、医療、保健、福祉及び労働など関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、支援の目標や内容、役割などを記載した「個別の教育支援計画」に基づき、乳幼児期から学校卒業後も見通した一貫した支援を実施します。また、一人一人の障害の状態などに応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学校・園で作成した「個別の指導計画」に基づく教育（保育）を実施します。		
取組項目	サポートファイルの作成と活用	担当課	発達支援センター 幼児課 学校教育課
取組内容	○乳幼児期から学校卒業後も一貫した支援を行うため、東近江圏域統一の「サポートファイル」を配付し、保護者への周知、理解を図るとともに、学校、保護者、関係機関等の連携ツールとして活用を推進します。また、活用に向けて、個人情報の課題をクリアするため、県の動向も見ながら、各ライフステージに応じた支援機関との共通理解を図ります。		

取組項目	障害児支援体制の整備	担当課	幼児課 学校教育課 健康推進課 発達支援センター 福祉総合支援課 障害福祉課
取組内容	○就学時や卒業時における円滑な移行に向けた支援をはじめ、障害児支援を適切に行うため、障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、学校、教育委員会等との連携体制を確保します。 ○障害のある子ども及びその家族に対して、障害福祉サービスの専門的な支援を確保し、乳幼児期から学校卒業後も一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図るとともに、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。		



5 基本方針と具体的な取組内容

基本方針は、本市の現状や課題を踏まえ、本計画の目標を実現するために必要な取組をまとめています。「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」、「誰もがいつまでも自分らしく、いきいきと暮らせる地域生活の支援」、「地域で安心して暮らせる生活環境の整備」、「さまざまなニーズに対応した就労支援の充実と安心して働き続けられる環境の整備」及び「一人一人のライフステージに応じた支援の推進」の5つの基本方針のもと施策を展開し、計画目標の実現を目指します。

■基本方針1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

[施策の方向1] 広報・啓発活動の推進

市の広報紙やホームページのほか、ケーブルテレビ、ラジオ、パンフレットなど多様な媒体の活用、また「障害者週間」「人権週間」における広報活動、講座の実施等により、様々な障害や障害のある人に対する正しい理解の普及を図ります。また、障害者差別解消法や、平成31年（2019年）に新たに施行された「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を啓発・推進します。

取組項目	情報メディア等の活用による周知・啓発	担当課	障害福祉課 広報課
取組内容	○広報ひがしおうみ、市ホームページ、東近江スマイルネット（ケーブルテレビ）、ラジオ、パンフレット等の媒体を活用し、障害や障害のある人への理解を深めるよう啓発を行います。		
取組項目	「障害者週間」・「人権週間」における広報・啓発	担当課	障害福祉課 生涯学習課 人権・男女共同参画課
取組内容	○「障害者週間」・「人権週間」における人権擁護委員や人権擁護推進員の協力による広報活動や講座の実施、学習冊子の作成等により障害者問題等の人権問題及び障害への理解を深めるためなどの啓発活動を展開します。		
取組項目	障害特性の理解と啓発	担当課	障害福祉課
取組内容	○内部障害、聴覚障害、精神障害、高次脳機能障害、発達障害等の外見からわかりにくい障害の種別・特性や、ひきこもり状態にある人など、何らかの社会的障壁がある状態について啓発等により市民の理解を深めます。 ○周囲に援助や支援を必要としていることを知らせるために携帯するヘルプマークの周知を図るとともに、所持する人が適切な支援や配慮を受けられるよう広く啓発を行います。		

取組項目	障害者差別の解消に向けた取組	担当課	障害福祉課 人事課
取組内容	<p>○障害を理由とした不当な差別的扱いにより障害者の権利利益が侵害されないよう、「障害者差別解消法」のもと、合理的配慮の提供をはじめ、必要な施策を講じます。</p> <p>○「障害者差別解消法」や「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を啓発し、その推進を図るとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する東近江市職員対応要領」に基づき、職員に対し、必要な研修や啓発を行い、障害に関する基礎知識や必要な配慮に係る理解を深め、障害者差別の解消に取り組みます。</p> <p>○「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」において設置された「地域アドボケート²」の周知を行い、連携を進めていきます。</p>		

[施策の方向2]学習の推進

子どもの頃から障害への理解を深めるため、学校での教育活動等を通じた学習を推進します。また、家庭、地域、職場等の身近なところで、障害、人権、福祉等を学べる場の充実に努めます。

(1) 学校・園における推進

取組項目	心の教育の推進	担当課	学校教育課 幼児課
取組内容	○道徳教育、人権教育など学校・園の教育活動全体を通して、障害の有無にかかわらず互いに尊重し合い、共に生きる意識を高める心の教育を推進します。		
取組項目	交流及び共同学習の推進	担当課	学校教育課 幼児課 発達支援センター
取組内容	<p>○障害のある幼児・児童生徒と障害のない幼児・児童生徒とが、同じクラスで生活したり遊んだりする中で、「交流及び共同学習」を実施し、障害の正しい認識と理解の促進を図ります。</p> <p>○学校教員への障害に対する正しい認識と理解の促進に努めるとともに、特別支援学校と地域の学校との交流会の開催を支援します。</p>		
取組項目	体験活動の推進	担当課	学校教育課
取組内容	○学校行事、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、ゲストティーチャーによる体験学習、障害をテーマにした課題解決学習やボランティア活動などの体験学習を進め、実感を伴った正しい認識と理解の促進を図ります。		

² 自身で相談することが難しい障害のある人に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っている滋賀県地域相談支援員のこと。

(2) 社会・企業等における推進

取組項目	人権啓発などに関する各種講座・教室の開催	担当課	図書館 生涯学習課
取組内容	<p>○コミュニティセンター、市立図書館などの社会教育関連施設と連携し、障害や様々な人権問題について理解を深めるための講座や教室を開催します。</p> <p>○障害や人権問題についての資料を積極的に収集し、提供するとともに、資料の展示や学校への資料提供による学習支援、講座や教室をする場の提供等の支援を行います。</p> <p>○身近な地域で障害や人権問題などについて理解を深めることができるよう、生涯学習出前講座「ちょっときてえな講座」の充実や活用促進を図ります。</p>		
取組項目	地域学習活動への支援	担当課	障害福祉課
取組内容	<p>○車いす、アイマスク、障害福祉等に関する資料の貸出しを行う体制を整え、地域で開催される懇談会や学習会を支援します。</p>		
取組項目	企業・事業所への啓発活動の推進	担当課	障害福祉課 商工労政課
取組内容	<p>○障害を理由とする差別の解消に向けた講座などの開催に際し、企業及び事業所に積極的な参加を要請します。また、学習冊子を配布するなど、学習活動の支援に努めます。</p>		

[施策の方向3] 共生のまちづくりの推進

障害の有無によって分け隔てられることのない「地域共生社会」の実現に向けて、障害のある人と地域との交流の機会の確保等を通じて、地域における支え合いのつながりづくりの機運を高めるとともに、ボランティア活動や市民活動、当事者団体活動の推進等を通じて、社会とのつながりや参加の支援、地域コミュニティにおける支え合う関係性の構築を支援します。

(1) 地域共生社会の実現に向けた理解の醸成

取組項目	地域との連携による啓発活動の促進	担当課	障害福祉課 まちづくり協働課 福祉総合支援課
取組内容	<p>○障害者団体・施設やまちづくり協議会、自治会などとの連携を図りながら、地域住民との交流や障害への理解を深めるための啓発活動を促進します。</p> <p>○近所付き合いが希薄な障害のある人にこちらから出向いて働きかける活動(アウトリーチ活動)について、支援方法を地域住民と連携し検討します。</p>		
取組項目	障害のある人が製造した物品販売等の支援	担当課	障害福祉課
取組内容	<p>○障害のある人が働く市役所庁舎内の売店において、障害者支援事業所で作られた製品等を販売することで、市民への障害に対する理解を図ります。また、市内のイベントなどでも、障害者支援事業所の物品販売等の機会を提供することで、市民との交流を推進します。</p>		

取組項目	障害者支援事業所フェアの開催の支援	担当課	障害福祉課
取組内容	○市内の障害者支援事業所が一堂に会し、自主製品の販売や作品等の展示販売、日頃の活動のPR等を行う機会を通じて、市民が障害者理解を深めるための福祉イベントの開催を支援します。		

(2) 地域共生社会の実現に向けた活動の促進

取組項目	ボランティアの育成と活動支援	担当課	まちづくり協働課 障害福祉課
取組内容	○手話や要約筆記をはじめ、ニーズに対応したボランティア養成講座を関係機関と連携して開講し、ボランティアの育成を進めます。また、自治会と協力して地域ボランティアの育成を進めます。 ○社会福祉協議会と連携・協働し、ボランティアやボランティア団体への活動支援、ネットワーク化の促進に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。 ○障害のある人が、自らもボランティア活動へ自主的に参加していけるよう、その機会や環境づくりを進めます。		
取組項目	障害者団体などの育成事業の推進	担当課	障害福祉課
取組内容	○市内で活動する障害者団体や関係者で構成する団体に対して運営費を補助し、障害のある人の交流や生きがいがづくり、社会参加を促進するとともに、リハビリにつながるスポーツを振興し、福祉の向上を図ります。		
取組項目	市民活動支援事業の推進	担当課	まちづくり協働課
取組内容	○福祉活動をはじめとする様々なまちづくり活動に取り組む市民活動の活発化を図るため、認定NPO法人まちづくりネット東近江と連携し、NPO法人設立に向けてのアドバイスや市民団体の自主的な公益事業への補助などの伴走支援を行います。		
取組項目	まちづくり協議会支援事業の推進	担当課	まちづくり協働課
取組内容	○市内14地区の地域課題を解決し、地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、住民主体で運営されるまちづくり協議会活動への支援や各種事業の実施・運営に関してアドバイスや人的支援を行います。		
取組項目	教育を通じた福祉・ボランティア活動の推進	担当課	学校教育課
取組内容	○各学校において、発達段階や学校、地域の実態に応じ、創意工夫による福祉・ボランティア活動を推進し、児童・生徒自らが地域の一員であることの自覚を高めるとともに、社会奉仕の精神を養っていきます。		

■基本方針2 誰もがいつまでも自分らしく、いきいきと暮らせる地域生活の支援

[施策の方向1] 相談支援体制の充実

障害のある人が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、関係機関とのネットワーク（情報の共有化、連携協力など）の形成により、重層的な相談にも柔軟に対応できるよう、相談窓口の充実を図ります。

取組項目	民生・児童委員及び障害者相談員との連携	担当課	健康福祉政策課 障害福祉課 福祉総合支援課
取組内容	<p>○地域に暮らす障害のある人への相談支援が円滑に行えるよう、継続的な研修や必要な情報の提供を行い、民生・児童委員や身体障害者・知的障害者相談員との連携を密にし、相談依頼者のプライバシーに配慮しながら相談事業を推進します。</p> <p>○社会的ひきこもりや孤独死などの回避、また災害時における支援に役立てるため、障害のある人の状況について定期的に民生・児童委員や身体障害者・知的障害者相談員と連携を図り、必要に応じて関係機関につなぐなど、個人情報の提供を検討、実施します。</p>		
取組項目	東近江市内におけるケア会議の開催	担当課	福祉総合支援課 長寿福祉課 障害福祉課
取組内容	<p>○精神ケア会議や東近江市内を3つの圏域（八日市・蒲生圏域、永源寺・愛東・湖東圏域、五個荘・能登川圏域）に分けた地域ケア会議を開催し、各専門機関による多職種協働の地域支援ネットワークを形成します。</p> <p>○高齢者及び障害者の支援困難事例の個別ケース検討や課題解決事例の蓄積、分析により、地域課題を把握し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらに障害者計画等の評価・検証に役立て政策形成につなげます。</p>		
取組項目	<p>相談支援事業の充実</p> <p style="text-align: right;">※再掲（重点方針1に掲載）のため担当課、取組内容は省略</p>		
取組項目	<p>地域の見守り体制の整備</p> <p style="text-align: right;">※再掲（重点方針1に掲載）のため担当課、取組内容は省略</p>		

[施策の方向2]障害福祉サービスの充実

感染症の拡大も含め、いかなる社会的状況にあっても、障害者支援事業所等と連携し、利用者のニーズに対してサービスが不足なく確保されるよう、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業などの障害福祉サービスの基盤整備・充実を図るとともに、生活安定のための経済的支援や日常生活への支援、各種負担の軽減策などを行います。また、障害のある人の重度化及び高齢化並びに親亡き後を見据え、高齢者福祉や介護保険と連携を密にし、権利擁護をはじめ、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に取り組みます。

(1) 自立支援給付・地域生活支援事業の充実

取組項目	介護給付サービスの充実	担当課	障害福祉課
取組内容	○障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、「居宅介護（ホームヘルプ）」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「療養介護」「生活介護」「短期入所（ショートステイ）」「施設入所支援」の各サービスの提供と、障害者支援事業所の定員の拡充や受入れしやすくなる条件整備等に努めます。		
取組項目	訓練等給付サービスの充実	担当課	障害福祉課
取組内容	○障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型、B型）」「就労定着支援」の各サービスの提供と、障害者支援事業所の定員の拡充や受入れしやすくなる条件整備等に努めます。		
取組項目	地域生活支援事業の充実	担当課	障害福祉課
取組内容	○障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「理解促進研修・啓発事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付事業」「移動支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」「地域活動支援センター機能強化事業」などの必須事業に加え、その他事業として「日中一時支援事業」「訪問入浴サービス事業」「自動車運転免許取得・改造助成事業」「社会参加促進事業」などを実施し、障害のある人や介助者の地域生活を支援するためのサービスの充実を図ります。		
取組項目	医療的ケアが必要な人や行動障害のある人に対する支援	担当課	障害福祉課
取組内容	○医療的ケアが必要な重度の障害のある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、滋賀県と連携をしながら、支援体制の構築（在宅生活、通学、入浴等）を進めていきます。 ○医療的ケアが必要な人や行動障害のある人などが、グループホームなどのサービスを利用する際に、課題の把握やその個別性を考慮し適切な支援が行えるよう努めます。		

取組項目	東近江市障害者総合支援協議会の活用	担当課	障害福祉課
取組内容	○東近江市障害者総合支援協議会において、地域における課題の把握を進めるとともに、関係機関の連携体制の構築、障害福祉計画等の作成・評価及び進行管理等についての協議等を行い、市の状況やニーズに応じた柔軟な支援の実現に向けて取り組みます。また、東近江市施設連絡協議会等と連携し、交流、情報の共有化及び学習の場の提供を図ります。		

(2) 障害のある人の生活を支援する福祉サービスの充実

取組項目	各種手当・給付金・軽減制度などの周知	担当課	障害福祉課
取組内容	○「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」などの各種手当・給付金、「所得税」「市民税」「軽自動車税」などの軽減措置及び「NHK放送受信料」「有料道路通行料金の割引（ETC含む）」などの負担軽減制度の周知を図ります。また、上記の内容及びその他福祉サービスをまとめた「障害福祉サービスのしおり」を作成し、障害のある人の支援をわかりやすく説明します。		
取組項目	社会参加促進助成事業	担当課	障害福祉課
取組内容	○障害のある人の積極的な社会参加を図るため、障害のある人やその家族が運転する自動車の燃料費、タクシー料金及び近江鉄道運賃の一部を助成します。		
取組項目	紙おむつ費用の助成	担当課	障害福祉課
取組内容	○紙おむつを常時必要とする在宅の重度障害のある人に、心身の安らぎと衛生確保のため、紙おむつ購入に係る費用の一部を助成します。		
取組項目	障害者生活支援	担当課	障害福祉課 福祉総合支援課
取組内容	○障害のある人やその家族の地域生活を支援するため、在宅福祉サービスの利用援助、日中一時支援などの過ごし場の確保、社会生活力を高めるための支援、介護相談、情報提供等の総合的な支援を行います。 ○日中一時支援が充実するよう、障害福祉サービスを提供している法人等へ事業参加の働きかけを行います。		

取組項目	介護保険・高齢者福祉サービスとの連携 (共生型サービスの推進)	担当課	障害福祉課 福祉総合支援課 長寿福祉課
取組内容	<p>○介護保険サービス及び高齢者福祉サービスについて周知するとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとの連携を密にします。</p> <p>○本人及び家族の意向を十分に尊重した中で、障害福祉サービスと介護保険サービスとが柔軟かつ効果的に給付されるよう努めます。</p> <p>○限られた福祉人材を活用し必要なサービスを行き渡らせることができるよう、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう創設された共生型サービスを推進します。</p>		
取組項目	<p>人材の確保・育成・定着支援</p> <p>※再掲（重点方針2に掲載）のため担当課、取組内容は省略</p>		

(3) 権利擁護の推進

取組項目	成年後見制度利用支援事業	担当課	福祉総合支援課 障害福祉課
取組内容	<p>○高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、障害のある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。</p> <p>○成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りがない等の理由により他に審判の請求をする人がいない人、資力がないために成年後見人等に対する報酬が支払えず利用できない人に対し、市長申立てや成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。</p>		
取組項目	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進	担当課	福祉総合支援課
取組内容	<p>○親亡き後に不安を持つ障害のある人、自己判断能力に不安のある知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等に対して、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用を促し、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類預かり等の支援につなげます。</p>		
取組項目	東近江あんしんネットワーク事業の推進	担当課	障害福祉課
取組内容	<p>○障害のある人が安心してサービスを利用できるよう、東近江あんしんネットワーク事業の「あんしん相談員」を中心に、社会福祉協議会、行政、障害者支援事業所等が連携し、サービス利用者の権利擁護や苦情解決に係る支援を図ります。</p> <p>○東近江圏域の障害者支援事業所及び企業に東近江あんしんネットワーク事業を周知し、登録事業所の増加に努めます。</p>		

取組項目	成年後見制度利用促進のための中核機関の運営	担当課	福祉総合支援課 障害福祉課
取組内容	○中核機関 ³ の運営を通して、東近江圏域における権利擁護ネットワークの構築、各市町の相談従事者等への支援を行い、成年後見制度の利用促進及び地域共生社会の実現を図ります。		

[施策の方向3]保健・医療ケア体制の充実

障害の有無にかかわらず、全ての市民が健康に暮らしていけるよう、健康づくりを支援するとともに、適切な医療やリハビリが受けられるよう、医療機関等と連携を図りつつ、診療時の介助・意思疎通の支援などの取組を推進します。また、障害のある人の暮らしの安心を守るため、新型コロナウイルスの感染拡大など、未曾有の事態にも状況を適切に判断し、どのような状況においても合理的配慮の提供がなされる、ライフステージに応じた切れ目ない医療体制の構築と、障害のある人への理解促進に努めます。

取組項目	心身障害者（児）医療費給付（福祉医療）	担当課	保険年金課
取組内容	○重度の心身障害のある人の健康を確保するため、病院などで支払った医療費の自己負担分の一部を助成します。		
取組項目	地域医療対策事業	担当課	地域医療政策課 健康推進課
取組内容	○障害の有無や種別に関係なく市民に信頼される良質の医療を提供するとともに、地域包括ケアシステムを確立するため、地域医療連携推進法人東近江メディカルネットワークを設立し、グループホームと訪問看護ステーションとの連携など、他機関、多職種連携のネットワーク化を推進します。		
取組項目	感染症対策	担当課	健康推進課 地域医療政策課 障害福祉課
取組内容	○障害のある人や障害者支援事業所に対し、保健所、医療機関等と連携して、感染症対策に必要な物資の備蓄・調達を支援し、情報提供を行います。 ○緊急時の情報提供などの合理的配慮の提供を徹底するとともに、いかなる状況においても、障害があることを理由に医療上の不当な差別がされることのないよう、事業所職員の安全確保も含めた包括的な医療体制の構築を目指します。		

³ 成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体の地域ネットワークの中核を担う機関。

取組項目	健康づくり事業への参加促進	担当課	健康推進課 保険年金課
取組内容	<p>○市が行う健康フェア、各種健康診査等に定期的に参加してもらえるよう周知するとともに、参加しやすい環境を整備します。</p> <p>○特定健康診査において、指導が必要とされた人や生活習慣病の原因となる生活習慣のある人に対して、メンタルヘルスの維持向上を含めて、その人の障害特性や生活能力を十分踏まえた上で指導・援助を行います。</p>		
取組項目	通院等介助などの支援の推進	担当課	健康推進課 障害福祉課
取組内容	<p>○障害のある人が医療機関を受診する際の付き添い、意思疎通ができる人への補助として通院等介助などの支援を推進します。</p>		

[施策の方向4]情報・コミュニケーション支援の充実

障害により情報格差が生じないように、また、障害のある人の情報入手やコミュニケーション手段を確保するため、窓口における手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点字・声の広報の発行、東近江スマイルネット（ケーブルテレビ）を活用した音声・視覚情報の提供、インターネットやパソコン周辺機器などの情報通信技術の利用等による幅広い情報入手やコミュニケーション手段の確保について、新たな動向も踏まえながら支援します。

取組項目	コミュニケーション支援事業等の充実	担当課	障害福祉課
取組内容	<p>○聴覚障害者・視覚障害者の情報入手やコミュニケーションの手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話通訳者の設置」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「手話講座」「点字・声の広報」などを、地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業として実施します。</p> <p>○聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、市役所障害福祉課に手話通訳者を設置します。また、身近な地域でも手話対応できるように支所窓口にタブレットを設置し、テレビ電話を市役所障害福祉課につなぐことで、手話通訳者による手話通訳を実施します。</p> <p>○盲ろう者のコミュニケーション手段を確保するため、その人に応じた通訳介助者の派遣を支援します。</p>		
取組項目	情報・意思疎通支援用具の給付	担当課	障害福祉課
取組内容	<p>○補装具による意思伝達装置の交付や日常生活用具給付事業として、点字器や人工喉頭、障害のある人向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフトなど、障害のある人の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具の給付を行います。</p>		

取組項目	東近江スマイルネット（ケーブルテレビ）の活用	担当課	広報課
取組内容	○東近江スマイルネット（ケーブルテレビ）を活用して、効果的な音声・視覚情報を提供します。		

[施策の方向5]生きがい活動の振興・余暇支援の充実

スポーツやレクリエーション活動などは、障害のある人の健康づくりや生きがいづくりに資するだけでなく、社会参加のきっかけや住民が障害を理解することにつながるなど、様々な効果があります。障害の有無や年齢にかかわらず、一人一人が思い思いの余暇を安心して楽しめるよう、スポーツや文化・芸術など生きがい活動への参加機会の確保や活動の周知、参加しやすい環境の整備に取り組み、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

取組項目	障害のある人の社会参加の促進	担当課	生涯学習課 スポーツ課 図書館 障害福祉課
取組内容	○コミュニティセンター、図書館、体育館等の社会教育施設と連携し、各種講座や講演会、スポーツ教室などの情報提供を充実させるとともに、誰でも参加できる講座や講演会、スポーツ教室、ボランティア活動などの開催を検討します。 ○障害者団体への出前講座や県障害者スポーツ協会との協力による障害者スポーツ広場を実施します。 ○市立図書館での福祉機器や音声資料の提供を通じ、障害のある人への読書支援を推進します。 ○障害者団体等の活動支援を行うために能登川障害福祉センターの貸館を行います。		
取組項目	各種スポーツ大会などの周知	担当課	障害福祉課
取組内容	○障害のある人のスポーツ活動や競技スポーツの振興を図るため、県や協会が実施する各種スポーツ大会や全国スポーツ大会などの周知、啓発を行います。		
取組項目	余暇支援の充実	担当課	障害福祉課 生涯学習課
取組内容	○障害のある人の心身のリフレッシュや仲間づくりなどを支援することを目的に、映画会やお出かけ会などのレクリエーションを行う余暇支援事業を開催します。 ○障害のある子どもが気軽に参加できる場として、障害児ホリデーサービス及び交流事業「いちにのさんっ！！」の実施、また、障害児童クラブ・サロンへの支援等を行います。		

取組項目	各種サロン事業の推進	担当課	長寿福祉課
取組内容	○高齢者や障害のある人などが身近なところで交流できる場づくりとして、地域の住民やNPO法人等が実施・運営する「地域サロン」事業に補助を行います。		
取組項目	障害者スポーツの推進	担当課	スポーツ課 障害福祉課
取組内容	○東近江市スポーツ推進委員協議会と連携し、イベントや施設に出向いてニュースポーツの出前講座を実施し、障害のある人の日常的なスポーツを楽しむ機会づくりや健康の増進を図ります。また、県障害者スポーツ協会及び東近江市スポーツ推進委員協議会と連携し、スポーツ広場の実施及び周知を行います。		
取組項目	社会教育施設などの整備	担当課	教育施設課 スポーツ課
取組内容	○誰もが安全に施設を利用できるよう、社会教育施設・体育施設などの点検整備を行います。また、バリアフリーの進んでいない施設については、計画的にバリアフリー化を進めます。		

[施策の方向6]障害者虐待の防止

高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、関係機関、団体等で連携協力し、虐待を受けるおそれのある高齢者・障害のある人及びその養護者・家族等に対する多面的な支援を行います。また、県が作成した虐待防止マニュアル等を活用し、虐待防止に向けた研修を進めます。

取組項目	虐待防止についての啓発と周知	担当課	福祉総合支援課 障害福祉課
取組内容	○関係機関と連携しながら障害者支援事業所、民生・児童委員等に対してパンフレットの配布や研修を行うなど、虐待の未然防止・早期発見に向けた啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。		
取組項目	高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会	担当課	福祉総合支援課 障害福祉課
取組内容	○高齢者と障害のある人の虐待の防止から個別支援に至る各段階において、関係機関・団体等と連携協力し、多面的な支援を実施するため、「高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会」を活用し、虐待防止システム全体の検討やネットワークの適切な運営のための協議、研修会及び虐待事例のケース検討、情報共有などを行います。		

取組項目	虐待ケースへの対応	担当課	福祉総合支援課 こども相談支援課 障害福祉課
取組内容	○障害のある人への虐待の相談及び通報があった場合は、虐待対応マニュアルに基づき、速やかに事実確認、虐待の有無と緊急性の判断を行うとともに、関係機関と連携し、適切な支援を実施します。特に、緊急性があると判断される場合は、緊急一時保護等、障害のある人や児童の安全確保を第一とした対応を行います。また、本人だけでなく、その養護者等に対する支援も実施し、虐待の終結・再発防止を目指します。 ○県及び市が作成した虐待対応マニュアルの研修を進めます。		



■基本方針3 地域で安心して暮らせる生活環境の整備

[施策の方向1]まちなし出かけやすい環境の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して快適に暮らすことができ、更に社会参加を促進するため、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。また、できる限り不便がなく、利用しやすい公共交通機関の継続的運営と充実に努めるとともに、官民が連携して移動支援の充実に推進します。

(1) バリアフリー化の促進

取組項目	公営住宅の整備とバリアフリー化	担当課	住宅課
取組内容	○誰もが安心・快適に暮らすことができるよう、生活や活動の障壁となる段差などを取り除いた（バリアフリー化）公営住宅の計画的な整備を進めます。		
取組項目	住宅改修への支援	担当課	住宅課 障害福祉課 長寿福祉課
取組内容	○障害のある人が住み慣れた家で、快適に生活し続けることができるよう、高齢者福祉施策などとも連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、住宅の改修を支援します。		
取組項目	道路など交通環境の整備	担当課	道路課
取組内容	○新規道路の歩道や既設歩道のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図ります。 ○警察との連携を図り、音響信号機などのバリアフリー対応型信号機や交通標識の設置を公安委員会へ要望します。 ○歩道にグレーチングを設置する際には、格子目の細かい資材を使用するなど、視覚障害者等に配慮した整備を図ります。また、老朽化した点字ブロックの更新等、施設管理と修繕に努めます。		
取組項目	公共施設のバリアフリー化	担当課	建築指導課 施設建築課
取組内容	○既存施設については、ニーズや必要性なども考慮しながら計画的にバリアフリー化を進めていきます。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、利用者の意見も取り入れながら、計画の段階から誰もが利用しやすい施設の整備を目指します。		
取組項目	民間施設などへの啓発	担当課	建築指導課
取組内容	○大規模集客施設や医療機関などの公共的施設は、全ての人が安心かつ快適に利用できるように、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」の周知を図り、事業者などへの理解促進と施設の整備、改善を働きかけます。		

取組項目	公共交通機関のバリアフリー化	担当課	公共交通政策課
取組内容	○公共交通機関の利便性向上のため、ノンステップバスによる運行を行います。また、バリアフリー化が必要な駅舎及び駅周辺については鉄道事業者と連携し整備を図ります。		

(2) 移動・交通手段等の充実

取組項目	本市と近隣市町をつなぐ交通機関の継続運行	担当課	公共交通政策課
取組内容	○「JR」「近江鉄道」「近江バス」等の公共交通機関について、関係機関と連携しながら、事業者継続した運行と利便性の向上を図るよう働きかけます。		
取組項目	本市の主要拠点を結ぶバス路線の充実等	担当課	公共交通政策課
取組内容	○本庁及び各支所など、市内の主要拠点を結ぶ「ちょこっとバス・ちょこっとタクシー」の継続運営を図ります。また、路線等の分かりやすい表示、路線の充実と増便、フリー乗降制などについて随時、検討します。		
取組項目	移動支援事業等の充実	担当課	障害福祉課
取組内容	○地域生活支援事業の移動支援事業や障害福祉サービスの行動援護・同行援護のサービスにより、屋外での移動が困難な障害のある人等の外出支援が充実するよう、障害福祉サービスを提供している法人等へ事業参加を働きかけます。		

[施策の方向2]防災・防犯対策などの推進

災害時などの緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう、避難行動要支援者名簿の周知や福祉避難所の周知・機能の充実を進めるとともに、地域における障害の理解促進を図りながら、自主防災組織づくりを推進するなど、安全・安心のまちづくりを推進します。

また、障害のある人をはじめ、市民が犯罪などに巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し、啓発の実施と体制整備を進めます。

取組項目	共生社会を意識した防災対策事業の推進	担当課	防災危機管理課 障害福祉課
取組内容	○地域における防災マニュアルの作成や自主防災活動において、障害のある人、高齢者、外国籍の人等に配慮し、能力に応じて誰もが参加できる自主防災組織づくりを推進します。 ○防災会議では、災害発生時に円滑な救援及び救助活動が行えるよう、自治会、地域の福祉事業所、関係機関、団体などが連携して防災体制づくりを進めます。 ○障害のある人に対し、災害時における避難場所等についての周知を行うとともに障害特性に配慮した適切な支援や避難所の確保等を行うことができるよう取組を推進します。		

取組項目	避難行動要支援者の避難支援体制づくりの推進	担当課	健康福祉政策課 防災危機管理課 障害福祉課
取組内容	<p>○障害のある人など災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする要配慮者の避難支援を迅速かつ的確に実施するため、避難行動要支援者避難支援制度の周知を進め、要配慮者の把握・登録を推進するとともに、避難行動に関する訓練を行い、地域における避難支援体制づくりを進めます。</p> <p>○福祉避難所など障害のある人に対応した施設の整備、機能の充実、スペースの確保及び場所・建物の表示板等の設置に努めます。</p> <p>○災害に備える体験として、様々な種別の障害のある人と地域住民とが一体となった避難訓練の実施について検討します。</p> <p>○民生・児童委員や身体障害者・知的障害者相談員と連携を図り、必要に応じて個人情報の提供を検討、実施します。</p>		
取組項目	防犯対策と消費者保護	担当課	防災危機管理課 市民生活相談課 障害福祉課
取組内容	<p>○障害のある人が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれないように、関係機関等が連携しその未然防止のためのサポートと事例などの情報提供を行います。</p> <p>○東近江地域障害児者サービス調整会議の生活安全部会と連携し、東近江警察署と共に各事業所の勉強会を進めます。</p>		



[施策の方向3]暮らしやすい生活環境の整備と充実

誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、地域で生活を送るための暮らしの場としてニーズが高いグループホームの整備を促進するなど、障害のある人が安心して生活できる住宅の確保に努めます。

取組項目	公的賃貸住宅への入居の促進	担当課	住宅課
取組内容	○障害のある人向けの公営住宅の供給等による入居促進を図ります。		
取組項目	住居支援の推進	担当課	障害福祉課 住宅課
取組内容	○地域で安心して生活を行うための暮らしの場を確保するため、空き家・空き施設等既存の社会資源の活用について検討します。 ○賃貸住居の確保が困難な人を支援するため、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)等の検討を行います。		
取組項目	グループホーム・短期入所施設の整備促進 ※再掲(重点方針2に掲載)のため担当課、取組内容は省略		
取組項目	障害者地域生活支援拠点の有する機能の充実 ※再掲(重点方針2に掲載)のため担当課、取組内容は省略		
取組項目	地域移行支援・地域定着支援の促進 ※再掲(重点方針2に掲載)のため担当課、取組内容は省略		



■基本方針4 さまざまなニーズに対応した就労支援の充実と

安心して働き続けられる環境の整備

[施策の方向1]雇用機会の拡大

障害のある人の雇用と就労機会の拡大を図るため、企業及び商工団体への啓発や東近江圏域働き・暮らし応援センターや東近江公共職業安定所（ハローワーク）などとの連携協力体制を強化するとともに、障害のある人が働きやすい環境（合理的配慮の提供や障害に対する理解の促進）の整備を進め、一人一人に合った多様な働き方の提供に努めます。

取組項目	企業啓発活動の推進	担当課	障害福祉課 商工労政課
取組内容	○障害のある人の雇用の場の拡大と雇用促進を図るため、東近江圏域働き・暮らし応援センターや東近江公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、企業や商工団体への啓発と「障害者の雇用の促進等に関する法律」の周知を行います。		
取組項目	公共機関における雇用機会の拡大	担当課	人事課
取組内容	○東近江市障害者活躍推進計画に基づき、障害のある人を対象とした採用、推進体制の整備など、働きやすい職場づくりに向けた取組を積極的に進めます。 ○市の公共施設において、率先して障害のある人の雇用促進を図るため、雇用職域の拡大を検討、実施します。		
取組項目	就労継続・就労移行支援事業所等の整備支援	担当課	障害福祉課
取組内容	○障害に応じた日中活動の場を確保できるよう、就労継続・就労移行支援事業所（生活介護も含む）の開設を支援します。		
取組項目	工賃水準の向上に向けた取組の促進	担当課	障害福祉課
取組内容	○就労継続支援B型事業所等の工賃水準の向上に向けた取組を支援します。 ○障害のある人の雇用促進や工賃水準の向上を図るため、障害のある人を雇用している中小企業や就労支援事業所などへ優先発注が進むよう検討を行います。		
取組項目	一人一人に合った多様な働き方の提供	担当課	健康福祉政策課
取組内容	○障害の特性に合った合理的配慮の提供、多様な労働形態の拡大を企業に働きかけます。 ○農福連携の推進など、新たな働き方の創出に向けた検討を進めます。		
取組項目	障害者就労施設等からの物品及び役務の優先調達の推進	担当課	障害福祉課 契約検査課 会計課
取組内容	○市役所における消耗品及び役務等について、可能な範囲で障害者就労施設等へ発注するよう各部署に周知します。		

[施策の方向2]就労への支援

障害のある人の一般就労の実現のため、東近江市しごとづくり応援センター、東近江圏域働き・暮らし応援センター、東近江公共職業安定所（ハローワーク）、滋賀障害者職業センター等の関係機関と連携し、雇用促進に係る各種制度の紹介、職場体験実習の継続的な実施により就労を支援します。

取組項目	就労支援体制の充実	担当課	障害福祉課 商工労政課
取組内容	<p>○東近江市しごとづくり応援センターをはじめ、東近江圏域働き・暮らし応援センター、東近江公共職業安定所（ハローワーク）、滋賀障害者職業センター等の関係機関や学校、就労支援事業及び相談支援事業を行う障害者支援事業所との連携協力体制を強化し、相談から訓練、就労体験など適切な支援へと円滑に移行できる体制の充実を図ります。</p> <p>○東近江地域障害児（者）サービス調整会議と連携し、関係機関とのネットワーク強化と就労支援策について意見を聴取します。</p>		
取組項目	就労の定着に向けた支援の充実	担当課	福祉総合支援課 商工労政課 障害福祉課
取組内容	<p>○滋賀障害者職業センターが実施するジョブコーチ支援や東近江圏域働き・暮らし応援センターが窓口となって実施するトライWORK推進事業（就労体験事業）の活用を働きかけるなど、一般就労への移行促進、職場定着に向けた支援を行います。</p> <p>○障害者支援事業所や関係機関と連携して就労先などを積極的に訪問し、職場での悩みの把握や就労先への理解促進など、職場適応・定着に向けた支援を行います。</p>		
取組項目	就労支援サービスの提供	担当課	障害福祉課
取組内容	<p>○一般就労を希望する障害のある人への支援計画に基づく「就労移行支援」と雇用契約に基づく就労の場における「就労継続支援A型」を提供します。</p>		
取組項目	中間就労の場の支援	担当課	健康福祉政策課
取組内容	<p>○地域の団体及び企業が有する社会資源を効率的かつ有効的に活用できる仕組みをつくり、支援体制の強化を行います。</p> <p>○就労後の定着率を向上させるため、中間就労を通じた本人の状況についての情報共有の在り方について検討し、中間就労の場の環境整備に必要な措置を講じます。</p>		
取組項目	公共機関における職場体験実習事業の実施	担当課	障害福祉課
取組内容	<p>○一般就労を希望する障害のある人に対して、本人自身の就労への意欲と自信を高めてもらうため、市の公共施設における業務の一部を体験してもらう職場体験実習事業を実施します。</p>		

■基本方針5 一人一人のライフステージに応じた支援の推進

[施策の方向1]障害の早期発見・早期対応

健診体制の充実や各種相談・教室、訪問事業等の実施によって、障害の早期発見・早期対応へとつなぐ仕組みづくりを推進します。

取組項目	子育て支援に係る施策との連携	担当課	こども政策課 発達支援センター 健康推進課 幼児課
取組内容	○「東近江市子ども・子育て支援事業計画」における、障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもの施策と緊密な連携を図りつつ、障害のある子どもとその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう施策の充実に取り組みます。		
取組項目	新生児訪問事業の実施	担当課	健康推進課
取組内容	○全ての新生児を対象に訪問指導を実施し、育児不安などの相談、発達課題の早期発見を図ります。		
取組項目	乳幼児健康診査、各種教室や相談での早期発見、早期対応	担当課	健康推進課
取組内容	○子どもの発達上の課題を早期に発見し、子どもの健全な育成を促すため、「4か月児健診」「7か月児相談」「離乳食教室」「10か月児健診」「1歳6か月児健診」「2歳6か月児健診」「3歳6か月児健診」等を実施し、必要に応じて相談や指導、その後のフォローへとつなぎます。		
取組項目	早期療育事業の推進	担当課	発達支援センター 健康推進課
取組内容	○障害や発達の遅れなどがある乳幼児に対して、めだかの学校への通所により、個別の支援計画を作成し、遊びや生活の中で発達を促すとともに、保護者と育児の悩みや問題を共有しながら子どもの状況に応じた支援を進めます。また、滋賀医科大学の寄附講座支援により、医師による医療相談を開設していきます。		

[施策の方向2]特別支援教育の推進

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが同じ場で共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を目指し、これまでの特別支援教育を更に発展させていきます。

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、将来を見据えた適切な指導及び支援が行えるよう、教育、保健、福祉、就労など多様な関係機関とネットワークを構築し、特別支援教育の推進体制の整備と充実を図ります。さらに、就学や進路相談の充実及び本人や家族への情報の提供に努めます。

また、外国にルーツを持つ児童生徒など、様々な状況にある子どもたちが分け隔てなく教育を受けられる環境整備についても検討します。

(1) 学校・園における体制や環境整備の充実

取組項目	障害児保育の充実	担当課	幼児課
取組内容	○発育に心配や課題があると考えられる幼児に対し、適切かつ安全な教育保育を提供できるよう、受入れ体制の確保、教諭、保育士及び保育教諭の専門性の向上と保育内容の充実を図ります。		
取組項目	保育所・幼稚園・認定こども園の環境と受入れ体制の整備	担当課	幼児施設課 幼児課
取組内容	○障害のある子どもを受け入れる幼児施設のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する教諭、保育士、保育教諭及び看護師の専門性を図るための研修の実施、特別支援教育支援員の配置等により、受入れ体制を整備します。		
取組項目	校（園）内支援体制の整備	担当課	学校教育課 幼児課 発達支援センター
取組内容	<p>○巡回相談員からの助言、指導等による校（園）内研修や県及び市が行う特別支援教育研修会への参加を推進し、教諭、保育士及び保育教諭の特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。</p> <p>○校内委員会や校（園）内研修の企画・運営、関係機関及び学校・園との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担うため、校長・園長から指名された「特別支援教育コーディネーター」を校（園）務分掌に明確に位置づけ、学校・園全体で共通理解を図りながら実態把握や具体的な指導と支援を計画的に進めていくなど、校（園）内支援体制が組織的に機能するように整備を進めます。</p> <p>○特別支援教育に関する校内委員会を開催し、早期に保護者との連携を図りつつ、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の実態把握や特別な教育的支援の必要性及び支援方策などについて検討を行い、学校・園全体で支援のできる体制を整えます。</p>		

取組項目	教育環境の整備	担当課	教育施設課 幼児施設課 学校教育課
取組内容	<p>○誰もが快適に学校施設を利用できるように施設の改修及び新築を行う際には、「誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」などの趣旨に基づき、ユニバーサルデザインを取り入れ、使いやすい設備の充実に努めます。</p> <p>○特別支援学級における外国にルーツを持つ児童・生徒の増加に対応するため、意思疎通を可能にする通訳サービスの提供について検討します。</p>		
取組項目	発達障害支援相談員の配置	担当課	発達支援センター
取組内容	○心理士及び教員等を配置し、学校・園の求めに応じて学校・園訪問や心理発達検査、個別の指導計画作成などへの助言指導を行います。		
取組項目	<p>「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づく一貫した支援の実施</p> <p>※再掲（重点方針3に掲載）のため担当課、取組内容は省略</p>		

(2) 就学・進路相談の充実

取組項目	就学相談の充実	担当課	学校教育課 幼児課 発達支援センター
取組内容	<p>○東近江市特別支援教育推進協議会や関係機関との連携を強化し、障害のある幼児・児童・生徒が教育的ニーズに応じた教育を受けることができるよう、早期からの教育相談と支援の充実に努めます。</p> <p>○自己理解や障害受容といった発達段階に応じ、随時、学校と関係機関が連携して就学相談や進路相談を行います。</p>		
取組項目	職業・進路相談の充実	担当課	障害福祉課 福祉総合支援課 学校教育課 発達支援センター
取組内容	○卒業後の進路選択を円滑にするため、特別支援学校、福祉・労働などの関係機関、障害者支援事業所、民間企業等と連携し、職業体験の充実や職域の拡大を図るなど支援体制を強化し、進路指導及び進路相談の充実を図ります。		

取組項目	本人や家族への情報提供と支援	担当課	障害福祉課 福祉総合支援課 発達支援センター 学校教育課 幼児課
取組内容	<p>○障害や発達の遅れなどがある幼児期から青年期までの本人や家族に対し、個々の課題を共有しながら本人の状況に応じた支援を実施し、障害受容及び障害理解に対する取組を行います。</p> <p>○自己理解や障害受容に役立つ情報、また卒業後に支援を受けられる制度や福祉サービスに関する情報の提供を行います。</p>		

[施策の方向3]先を見据えたつながりのある支援体制の充実

発見から適切な対応が実施できるよう、発達支援センターの周知を進め、保護者への情報提供や保健・医療機関との連携を図るなど、相談体制・支援体制の充実を図ります。

障害のある子どもが身近な地域で専門的な療育や一人一人の障害の状況やライフステージに応じた保育・教育が継続的に受けられるよう、保護者が持参する「サポートファイル」を活用し、教育、保健、医療、福祉等の関係機関との連携とネットワーク化を図り、就労後を見据えたつながりのある重層的な支援体制の整備を推進します。

取組項目	特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	担当課	障害福祉課 学校教育課 幼児課 発達支援センター
取組内容	<p>○重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害のある子どもに対する支援の基盤整備を図るとともに、福祉、医療、教育等の関係機関において、共通の理解（ケアパス）に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。</p>		
取組項目	障害福祉サービスの提供と在宅支援の充実	担当課	障害福祉課
取組内容	<p>○居宅介護をはじめとした介護支援、児童発達支援等の児童通所支援を提供します。また、障害のある人が家庭や地域で必要な支援を受け続けられる体制の構築を図ります。</p>		

取組項目	放課後等デイサービス等の設置促進と充実	担当課	障害福祉課 こども政策課
取組内容	○障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場を確保し、仲間との関わりの中で社会体験を積み、自立と発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスの設置、障害児ホリデーサービスの実施、障害児童クラブ・サロン活動への支援及び学童保育所の受入れを推進します。また、事業所間における情報交換と資質向上のための研修の実施等の体制整備を図ります。		
取組項目	発達支援センターの機能強化 ※再掲（重点方針3に掲載）のため担当課、取組内容は省略		
取組項目	発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備 ※再掲（重点方針3に掲載）のため担当課、取組内容は省略		
取組項目	サポートファイルの作成と活用 ※再掲（重点方針3に掲載）のため担当課、取組内容は省略		
取組項目	障害児支援体制の整備 ※再掲（重点方針3に掲載）のため担当課、取組内容は省略		

